

●香川県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成30年11月1日	もみの木薬局 綾上店	綾歌郡綾川町山田下2158番地1
平成30年11月10日	樋出歯科医院	小豆郡小豆島町草壁本町507番地2